

「児童手当制度改正対応に係る人材派遣」に関する質問回答

※「児童手当制度改正対応に係る人材派遣」に寄せられた設計図書等に関する質問について、次のとおり回答します。
 なお、回答欄以外は、寄せられた質問をそのまま掲載しています。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	仕様書	1頁	4 業務内容	(1)(2)(3)の内容は、職員の業務と同等若しくは、それに等しい業務であると考えて良いか。	(1)(2)(3)の内容は、通年で契約している『児童手当認定請求事務等人材派遣』と同様です。一義的には派遣スタッフが窓口対応を行い、職員が書類の取りまとめや点検等を行います。窓口の混雑状況により、職員が窓口対応を行う場合もありますが、職員の業務と等しい業務ではありません。
2	仕様書	1頁	4 業務内容	区役所勤務の派遣者が対応できない内容や特殊な問い合わせがあった場合は、市役所・区役所どちらへ確認することになりますか？	児童手当に関する特殊な問合せがあった場合は子ども青少年局子ども家庭課へ確認することになりますが、まずは派遣されている区役所の子ども家庭支援課職員に相談してください。
3					